

山鹿ブランド使用規程

(趣 旨)

第1条 山鹿の地域資産を「食」「文化」「歴史」の三つのカテゴリーを創造価値に捉え、それぞれの魅力を再構築し、付加価値の高い『山鹿ブランド』を創出する。

その行為を基に、山鹿市を豊かにすることに賛同する『頑張る企業、生産者(産品・場)、民間団体』を応援するプロジェクトとする。

(目 的)

第2条 この規定は、別添「山鹿ブランド使用マニュアル」のブランドネーム及びシンボルマーク(以下、「マーク等」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(マーク等に関する権利)

第3条 マーク等に関する一切の権利は、山鹿市経済振興委員会(以下「委員会」という。)に属する。

(使用について)

第4条 マーク等を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 山鹿市等の公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) その他使用承諾の手続きを必要としないと委員会が認めた場合

(使用の申請)

第5条 マーク等の使用の承諾を受けようとする者は、使用申請書(別記様式第1号)に次の書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

- (1) 企業、団体概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) マーク等の使用内容がわかる完成見本又は企画書等
- (3) その他委員会が必要と認める書類

(使用承諾の基準)

第6条 委員会は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が次の基準に該当すると認めるときには、使用を承諾するものとする。

- (1) 山鹿市内で生産された農産物や地域資源を原材料として利活用しているもの
- (2) 山鹿市内の事業者が加工および生産したもの
- (3) 山鹿市を活性化し、地域内外に山鹿市を PR する事業並びにイベントの開催に関するもの

2 マーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会はこれを承諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 山鹿市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) その他承諾することを委員会が不相当と認めた場合

3 委員会は、使用承諾を行ったときは、使用承諾書（別記様式 2 号）を申請者に送付する。

（使用承諾の条件）

第 7 条 委員会は、使用承諾のために必要があると認める場合には、マーク等の使用方法その他について、条件を付することができる。

（使用料）

第 8 条 マーク等の使用料については、無料とする。

（地位の承継）

第 9 条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承諾に基づく地位を承継することができる。

（使用上の遵守事項）

第 10 条 第 6 条の規定による使用承諾を受けた者（以下「使用者」という）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された使用内容のみに使用すること
- (2) 当該使用に係る物件の使用品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること
- (3) 承諾を受けた権利を譲渡または転貸しないこと
- (4) マーク等自体を商品化しないこと
- (5) マーク等の表示は、市産品であることや当該商品の品質又はサービスの

内容を委員会が保証するものでないため、当該使用にかかる物件に「委員会推奨・認定」等の文言は使用しないこと

(承諾内容の変更)

第11条 使用者が使用承諾の内容について追加または変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書(別記様式第3号)を委員会に提出し、承諾を受けなければならない。

2 委員会は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを承諾し、変更承諾書(別記様式第4号)を送付する。

(承諾の取消し等)

第12条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用承諾を取消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用承諾が取り消された場合、承諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者が、この規定に違反した場合
- (2) 使用者が、使用承諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽あることが判明した場合
- (4) その他マーク等の使用継続が不相当であると認められた場合

2 委員会は、前項の規定による使用承諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 委員会は、使用者にマーク等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第13条 委員会の使用承諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマーク等を使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について委員会の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第14条 委員会は、本規定による使用承諾の申請に要した費用及び使用の実施にかかる経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第15条 委員会は、マーク等使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、マーク等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、委員会に迷惑を及ぼさないように処理すること。

3 使用者は、マーク等の使用に際して故意または過失により委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を委員会に賠償すること。

(情報の公開)

第 16 条 委員会は、マーク等の使用承諾の状況等について、広く利用促進を図る視点から、情報を公開することができる。

(事務)

第 17 条 この規定に関する事務は、山鹿市経済振興委員会事務局が行う。

(その他)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、マーク等の使用に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。